

特 定 間 伐 等 促 進 計 画

鳥 取 県 智 頭 町

令和3年5月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた鳥取県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として44,000 h a（年平均4,400 h a）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で2,712 h a（年平均271 h a）の間伐を行うことを、本町特定間伐等促進計画の目標とする。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

4 森林経営計画に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業を推進する。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施を推進する。

また、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動を推進する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を推進する。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効率的な間伐等の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着を推進する。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化を推進する。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成を進め、間伐材の利用を推進する。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用を推進する。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体を育成する。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等を行う。